

富士運輸株式会社 2019年度(43期)運輸安全マネジメントの情報公開
(期間：2019年7月1日～2020年6月30日)

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の保全に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan・Do・Check・Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

【道路交通安全方針】

- ・乗務員の安全を最優先する
- ・環境に優しく安全な車両を導入する
- ・RTS 詳細目標を設定し具体的な改善策を推進する
- ・関係法令を遵守する
- ・PDCA を活用し常に改善を展開する
- ・「有責事故の削減」「重大事故ゼロ」「人身事故ゼロ」

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 2019年(43期)度交通事故防止目標

I 「重大事故0件」

II 「総損害額100万円以上の車両事故件数25%削減」(自社・相手含む)

(2) 2019年度(43期)の達成状況

目標		2019年度 / (目標値)
I	重大事故発生件数0件	2件 / (0件)
II	総損害額100万円以上の車両事故10件以内(自社・相手含む)	8件 / (10件)

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故統計

2019年度 2件

4. 監督省庁による行政処分の公示

無

5、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

【運輸安全マネジメント組織図】に掲載

6、輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。
- (6) 新規入職者及び1年未満の乗務員並びに事故惹起者の安全教育を徹底実施します。
- (7) 協力会社及び再委託会社を利用する場合にあっては、協力会社及び再委託会社の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に協力会社及び再委託会社と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、協力会社及び再委託会社の輸送の安全の向上に協力するよう努めます。

7、輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

- ・年間計画を作成し、各地区において安全大会・安全衛生委員会・新規入職者教育を開催及び実施し輸送の安全に関する意識向上を図ると共に乗務員教育を行います。
又、管理指導部門が定期的に巡回し、全支店の運行管理状況等のチェック及び指導を行います。
- ・事故惹起者に対する再発防止教育については、座学 及び 添乗指導を行います。

(2) 設計計画

- ・車輛には、計画的に新型車両(衝突被害軽減ブレーキ装着車)を導入し、バックアイカメラ・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー・タイヤ空気圧センサー・GPSシステム等のセキュリティ装置を取り付け輸送の安全向上に努めます。

調査日	装着台数	保有台数	装着率
2019.06.30 現在	1155 台	1260 台	91%
2020.06.30 現在	1409 台	1530 台	92%

- ・全国に拠点展開を行い、休憩・仮眠施設を充実させ疲労回復・体調管理に努める

8、事故、災害等に関する報告連絡体制

【緊急連絡網】に掲載

9、輸送の安全に関する教育及び研修の計画

2020年度(44期)

	教育及び研修内容	対象者	開催月
本社	安全大会	乗務員	年3回
	新規入職者教育	新人	随時
	事故発生者特別教育	事故惹起者	随時
	事故惹起者教育	事故惹起者	年2回
	実務者研修会	運行管理者	年2回
	支店長教育	支店長	随時
支店	安全衛生委員会	安全衛生委員	毎月
	安全大会	乗務員	年3回
	事故発生者特別教育	事故惹起者	随時
	添乗指導教育	事故惹起者	随時
	事故検討会	事故惹起者	随時
	新規入職者教育	新人	随時
	協力会社研修会	乗務員	随時
	ブロック会議	運行管理者	毎月

10、輸送の安全に関する内部監結果、処置内容

- (1) 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、少なくとも年に2回以上輸送の安全に関する内部監査を実施する。又重大な事故、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。
- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した結果、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

1 1、輸送の安全に関する予算等の実績額

2019 年度(43 期)の実績額

項目	実績額	台数／人
衝突軽減ブレーキ	¥114,400,000	286
車線逸脱警報装置	¥42,900,000	286
車両安定性制限装置	¥34,320,000	286
先進ライト	¥77,220,000	286
側方衝突警報装置	¥17,160,000	286
カラーバックアイカメラ	¥42,900,000	286
トレーラーテールガード	¥3,600,000	20
労務管理型・デジタルタコグラフ	¥22,880,000	286
ドライブレコーダー	¥10,010,000	286
携帯型アルコールチェッカー	¥765,900	333
新規入職者研修費用	¥10,989,000	333
事故惹起者に対する再発防止教育費用	¥66,000	40
事故防止安全大会(全国で開催)	¥54,000,000	1800
全体会議	¥10,800,000	180
合計	¥442,010,900	

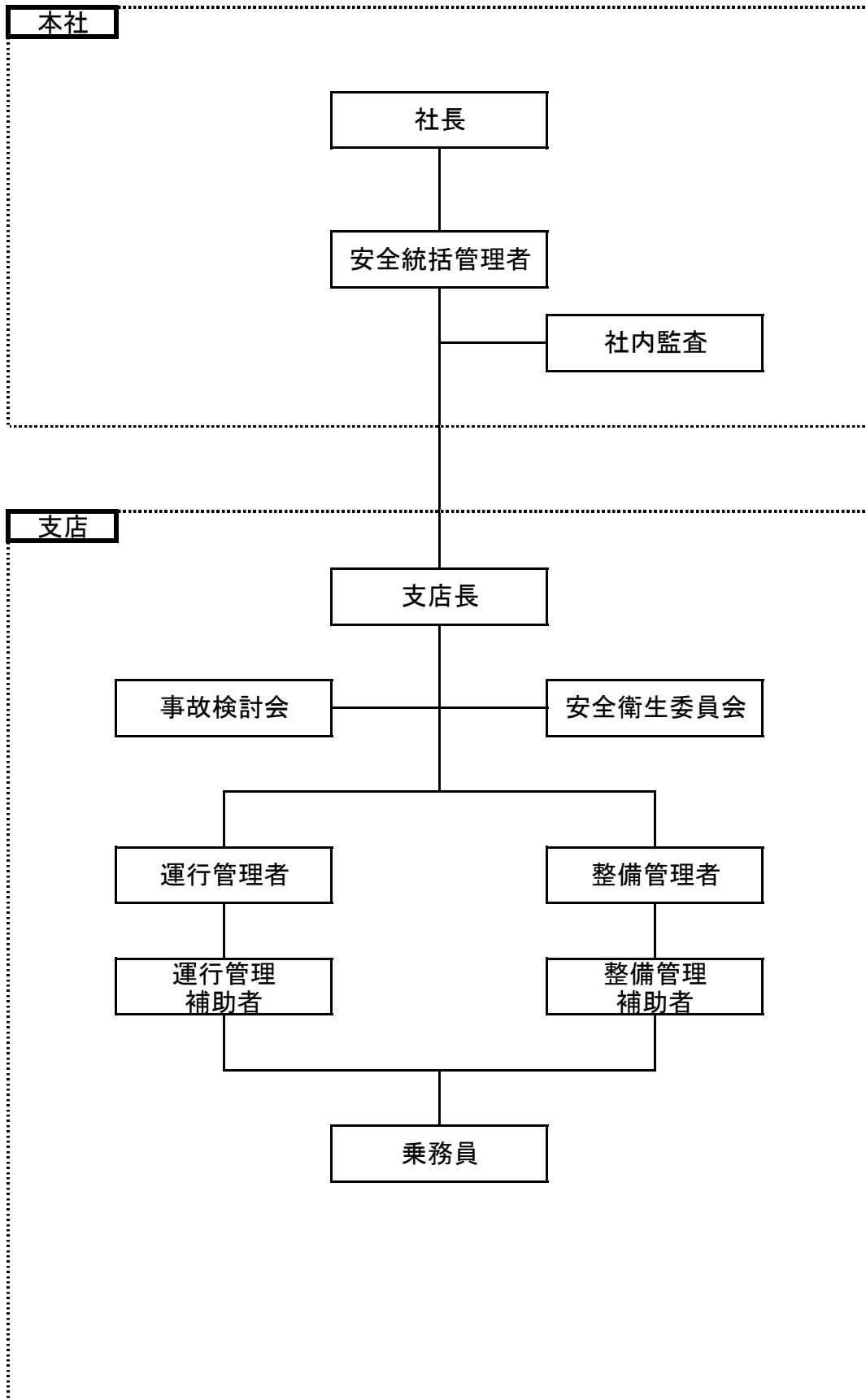
1 2、安全統括管理者：取締役 安全担当 石谷 泰人

1 3、富士運輸安全管理規定

【富士運輸安全管理規定】に掲載

運輸安全マネジメント組織図

平成27年7月1日
富士運輸株式会社



【道路交通安全理念】

当社は『安全を創造する企業』を理念とする

【道路交通安全方針】

- 1、乗務員の安全を最優先する
- 2、環境に優しく安全な車両を導入する
- 3、RTS詳細目標を設定し具体的な改善策を推進する
- 4、関係法令を遵守する
- 5、PDCAを活用し常に改善を展開する
- 6、「有責事故の削減」「重大事故ゼロ」「人身事故ゼロ」

平成26年5月1日

代表取締役 松岡 弘晃

緊急連絡網

作成日 2020/7/1

トラブル発生

負傷者あり

発生即座に所属拠点へ
連絡し指示を仰ぐ

乗務員

状況を確認し拠点長へ
「事故速報」にて報告し
乗務員へ指示を行う

運行管理者

状況を纏め上席及び
各部署へ連絡を行う

拠点長

地区部長

車両整備

安全統括

関係各所

社長

東京海上ロードサービス

0120-119-110

・得意先(荷主)
・営業担当
・その他

◆救急・消防	119
◆警察	110
◆道路	#9910

【事故対応】

◆平日日中の保険対応が必要な事故対応

IMC野津さん: 080-3134-3400

◆夜間・休日

東京海上あんしん110:0120-119-110

◆平日日中に野津さんに連絡が繋がらない場合
保険管理センター(IMC):0742-81-3383

【ディーラー】

日野 : 0120-922-495

三菱ふそう : 0120-920-597

いすゞ : 0120-051-963

UD : 0120-232-491

【タイヤレスキュー】

ミシュラン : 0120-772-463

(適用案内)

レッカー手配, タイヤ交換, バッテリー上がり, インロックの解除